

講 演

革命か進化か ——米国連邦量刑手続における最近の展開

スティーヴン L. チャネンソン⁽¹⁾
平 山 真 理 訳

裁判における量刑は近年多くの変化を経験している。少なくとも判決文から判断できるのは、たった2、3年前に行なわれた量刑とは全く違った制度が反映されている、ということである。これらの争点についてみなさんと議論するのは心躍る思いである。

しかしながら、今日私がここで講演するのは色々ご支援頂いた何人かの先生方の御力なしには実現しなかった。ゆえに、私は高橋則夫先生、宮澤節生先生、城下祐二先生、四宮啓先生、平山真理先生に心からお礼を申し上げたい。さらに、日弁連と早稲田大学比較法研究所のご厚意に感謝する。

背 景

過去10年間のほとんどの間に渡り、連邦最高裁は死刑事件を除く刑事事件の量刑に活発に関与してきた。合衆国憲法修正第6条の解釈を通して、連邦最高裁は、陪審員が量刑に関係する特定の事実について事実認定する際に重要な役割を果たすことに焦点を当ててきた。

しかしながら、連邦最高裁は、合衆国の量刑ガイドラインは「事実上は助言的なものである」⁽²⁾としてその厳格な要求から裁判官を自由にさせる一方で、

(1) ヴィラノヴァ大学ロースクール教授。2008年～2009年まで中国アモイ（厦門）においてフルブライト特別講師を務める。この原稿は2009年4月11日、早稲田大学比較法研究所において行われた講演をもとにしている。この講演にはフルブライト奨学金プログラムによって貴重な支援をして頂いた。また Julia Jacobelli 氏にはその研究上のアシスタンスに感謝したい。

(2) United States v. Booker, 534 U. S. 220, 245 (2005) この判決における修正

裁判官たちを連邦の量刑にしっかりと縛り付け続けてきた。その結果、量刑実務はある人々を喜ばせてきたし、別の人々を憤慨させてきた。私はこの報告の中で、これらの展開について簡単に説明すると共に、アメリカにおける量刑世界—もっと広く言えばアメリカの刑事司法制度が—ここからどこに向かうのか、についての疑問を提起できれば幸いに思う。

量刑の重要性

法律学の教授は、その専門領域という狭いレンズを通して法律の世界全体を見ているがために、その重要性を誇大視し過ぎている、と批判されることがしばしばある。量刑法の教授についても、他の分野の教授と同じくこの批判が当てはまるが、しかしマイケル・トンリー教授は彼の優れた著作の一つである、まさにぴったりのタイトルの本—『量刑が重要である』⁽³⁾—を書いている。すべての国において量刑は重要である、なぜならそれは個人の自由を、そして国や状況によっては個人の生命をも奪う国家の強大な権限を映し出しているからである。アメリカでは量刑はとくに重要である。公刊されている報告書⁽⁴⁾によると、アメリカは世界で最も多くの人数を拘禁している。つい先週発表された政府の統計では、2008年の半ばの時点で、州刑務所、連邦刑務所、そして地域(郡)の拘置所(jail)に拘禁されている人数を合わせると、230万人に上るといふ⁽⁵⁾。この結果、拘禁率—人口10万人あたりの被拘禁者の数は—762人にのぼる⁽⁶⁾。量刑は社会がどのようにして社会自身を守り、社会の安全を提供しようとしているかを示すという意味でも重要なのである。そこにおける目的は、陳腐に聞こえるかもしれないが、正義を模索するということである。

では我々はいかに正義を模索するのだろうか？

鍵となる部分は、適切な量刑の対応を推進する法的な枠組を創ることである。アメリカ法曹協会はこのことを以下のように述べている。「立法府」は、

的多数意見。

(3) MICHAEL TONRY, SENTENCING MATTERS (Oxford 1996).

(4) 例えば以下の記事を参照。Adam Liptak, *Inmate Count in U. S. Dwarfs Other Nations*, N. Y. TIMES. (Apr. 23, 2008) 以下より入手可 <http://www.nytimes.com/2008/04/23/us/23prison.html?scp=3&sq=prison%20rate&st=cse>.

(5) HEATHER C. WEST AND WILLIAM J. SABOL, PRISON INMATES AT MIDYEAR 2008 - STATISTICAL TABLES 16 & Tbl. 15 (2009).

(6) *Id.*

量刑において不当で不公平な不均衡が回避されなければならないという目的に対する、量刑を行う裁判所の裁量の行使を十分に指揮できるような量刑の枠組を構築すべきである」⁽⁷⁾。「不当な」格差が特定の事件の判決において不公平を生み出し、刑事司法制度への尊敬を傷つけ得るがために問題であることは疑いの余地がない。

残念なことに、公平性と不均衡については単純な概念もないし、自己定義可能な概念でもない。うわべだけの公平さであれば達成は簡単である。立法府は、すべての有罪判決を受けた被告人に対し、刑務所で5年間拘禁すべし、という法律を成立させることも可能である。これもまた公平性を測る一指針ではある。しかしこれはまた非常識でもある。有罪認定された犯罪にはそれぞれ違いがあるし、犯罪が行われた方法や、犯罪行為者それぞれにも違いがあり、これらの違いは重要である。マーク・ミラー（Marc Miller）教授が賢明にも観察したように、「絶対的に明らかな公平性が不公正であることは自明の理である」⁽⁸⁾ということになろう。まさに、我々は「不公正な」不均衡性だけでなく、「不公正な」均一性にも留意する必要がある。

類似した、あるいは異なった対処を行うことを正当化できるほどに、何を持ってある一つのケースが他のケースに充分類似している、或いは異なると言えるのか、を正確に述べるのは難しい。この問題は簡単に解決可能ではなし、最近出てきた問題というわけでもない。まさに、この不均衡さの問題は、刑事事件の量刑における永続する闘いであるのであろう。「量刑ガイドライン動向はすべて、様々なケースの間での公平な正義を達成するための努力と、ある特定のケースにおいてそれぞれの正義を達成するための努力の間の避けられない緊張関係を測定するための終わりなき戦いにおけるもう一つの章に過ぎないのだ」⁽⁹⁾

我々は均一性と個別化の間の合理的なバランスを見つけ出したいと思う。

トンリー教授は以下のように述べてこれをうまく表現している：

-
- (7) AMERICAN BAR ASSOCIATION, STANDARDS FOR CRIMINAL JUSTICE. 18-2. 5 (3d. ed. 1994)
 - (8) Marc L. Miller, *Sentencing Equality Pathology*, 54 Emory L. J. 271, 275 (2005).
 - (9) NORA DEMLEITNER, ET. AL, SENTENCING LAW AND POLICY: CASES, STATUTES AND GUIDELINES 182 (2d ed. 2007)

「最適量を要求する問題はすべてそうであるが、多すぎもせず少なすぎもせずというように、すべてのケースが同じように扱われ、異なったケースは違った方法で扱われるほどには十分に融通がきくことを確固たるものにする量刑の基準を提言することは、到達できない完全性を意図することである。それにも拘らず、ほとんどの人々はこのことをまさに量刑手続のなかに見出したいと望むのである」⁽¹⁰⁾

アメリカにおける量刑は、これらの競合する需要にいかに対応してきたのであろうか？

単純化されすぎ、手早く処理された歴史

1700年代中盤から後半にかけての英国の刑罰は、「タリフ制度」と言及されるものを映し出していた。その最も純粋な形態においては、それぞれの犯罪が法の運用によって特定の刑罰をもたらしていた。これらの刑罰は様々な方法で回避されてはいたが、量刑を行う裁判官は被告人に対する刑を決めるにおいて過度に実質的な役割を果たしていた。謀殺から窃盗まで様々な犯罪に対する共通した刑罰は、死であった。この制度は少なくとも理論においては非常に統一性を示していたのである⁽¹¹⁾。

少なくとも1800年代までには（革命前の初期の実務については歴史的にも議論がある）、アメリカの裁判官の中には量刑においてかなりの裁量を有していた者もいた。少なくとも、1800年代から20世紀の後半までは、連邦裁判所の裁判官は、法律上科すことのできる、制定法における最高刑の枠内であれば、刑を科すための広大な裁量を有していたのである。このような、指針なしの量刑レジームにおいては、裁判官はその法廷において本質的に最高位に君臨していたのである。行なわれた量刑が制定法上の最高刑を越えるものだったり、過度に不公平な偏見に基づきなされたものである、というような、非常に例外的状

(10) MICHAEL TONRY, SENTENCING MATTERS 185-86 (Oxford 1996).

(11) 本稿では触れた歴史的背景の多くは私のこれまでの論稿から引用している。See, e.g., Steven L. Chanenson, Booker on Crack: Sentencing's Latest Gordian Knot, 15 CORNELL J. L. & PUB. POLY 551, 554-60 (2006); Steven L. Chanenson, The Next Era of Sentencing Reform, 54 EMORY L. J. 377, 390-400 (2005).

況を除いて、量刑について上級審により再検討がなされるということではなかった。陪審による有罪評決や、被告人の有罪答弁が、法律により設定された刑の上限の範囲での刑罰を科す権限を与えていたのである。このしばしば広範な範囲の中で、裁判官は自分たちが（公式に）被告人に対して見つけ出した事実に基づいていると考える際には何をしてもよかった。

この何の指針もない量刑手続は無規制の裁量の一種のワイルドウェスト（西部開拓時代）を生み出し、1970年代のある評論家は間違いなく以下のような状況に行き着いたと述べた。「量刑における大きな格差（不均衡）、それは同じような犯罪を行った被告人に対して同じ裁判官が量刑を行っても、日が変れば異なった量刑が言い渡され、違う日に別の裁判官が行っても別の量刑であり、日は同じでも裁判官が違えば量刑は異なり、別の司法管轄区の別の裁判官が行ってもまた違う」⁽¹²⁾ このアプローチはまた人種偏見についての深刻な問題を惹き起こした⁽¹³⁾。

量刑制度の改革者たちは、この何ら指針のない量刑体系に対し、継続的に攻撃を繰り返した⁽¹⁴⁾。その結果は、量刑制度を改革するのに35年以上の試練を要したということであった。量刑改革の公約（表明、示威行為）により、量刑委員会や量刑ガイドラインの導入へとつながったのである。量刑委員会は以下に列挙する諸点に対して威力を示した。

- * 透明性の拡大
- * より理論的な量刑政策
- * 量刑の合理的統一性
- * 矯正費用の予想と統制
- * 説明責任を有する一方で、政治的な独立
- * 政府諸機関の間に信頼を構築する

(12) Richard Singer, *In Favor of "Presumptive Sentences" Set by a Sentencing Commission*, 24 CRIME & DELINQ. 401, 402 (1978).

(13) See, e.g., *Blakely v. Washington*, 542 U. S. 296, 315 (2004) オコナー裁判官は以下の反対意見を述べている。「実際のところ、法的に関連する基準を反映するよりむしろ、これらの不均衡さは、例えば人種などの、憲法上疑義のある変数 (constitutionally suspect variables) とあまりにもしばしば相関するのである」(引用は省略)

(14) See, e.g., Marvin E. Frankel, *Lawlessness in Sentencing*, 41 U. CIN. L. REV. 1 (1972).

もちろん、常にうまく行ったというわけではない。

ステレオタイプのな量刑委員会による、主要な具体的成果物は量刑ガイドラインである。量刑ガイドラインは量刑を行う裁判官に対し、典型的なケースに対する量刑の際に推薦されることや、枠組や参照すべきことなどを提供する。共通してそれらは犯罪の重大さ（それはガイドラインを作成した組織により認識されるものである）や加害者の犯罪歴について基づくものである。ガイドラインの中には、より「推定的」あるいは「強制的」とみなされ、裁判官に対し勧告に従うことを要求したり、そこからのいかなる逸脱も正当化を要求するものもある。その他のガイドラインはもっと「任意的」なもので、裁判官がその勧告に従わないという選択もあまり難しくはないものである⁽¹⁵⁾。

連邦のレヴェルでは、裁判における量刑の際の裁量を牛耳ろうと裁判官が努力したことで、政治における右派と左派が華々しく妥協をし、それは「1984年量刑改革法」(the Sentencing Reform Act 1984, 以下 SRA) として知られることとなった。そこには多種多様の理由があるが、アメリカ合衆国量刑ガイドラインは本質的に「強制的」なものとなった。州の量刑ガイドラインの多くはそれに対比して、その当時もそうであったが、今もなおはるかに「任意的」なものである。連邦裁判所裁判官はほとんどの場合、連邦ガイドラインに従う（或いは政府が後援、保証する寛大さ、慈悲に同意する）。裁判官の多くは、彼らが自己裁量の欠如と認識するところのものに反対意見を有してはいるが、制度はこのように発展をしてきたのが事実である。

アメリカ合衆国量刑ガイドラインはまた、適切なガイドラインを算出するために司法過程における事実認定に大きく依拠してきた。アメリカ合衆国量刑委員会は、犯罪「告発」アプローチではなく、「真の」犯罪と呼ばれるところの

(15) 「強制的 (mandatory)」と「任意的 (voluntary)」は非常に不完全な叙述である。以下の論文を参照。Kevin R. Reitz, *The Enforceability of Sentencing Guidelines*, 58 STAN. L. REV. 155, 157 (2005) (著者はこれらの用語は「量刑制度のデザインを継続させる可能性を完全に把握できたことは一度もなかった」として、現代の制度は純粋に強制的であったり、純粋に advisory (任意的) であったりすることはない、としている。); Steven L. Chanenson, *The Next Era of Sentencing Reform*, 54 EMORY L. J. 377, 384 (2005) (「非常に大まかに言ってしまうと、量刑ガイドラインは「推定的 (presumptive)」或いは「任意的 (voluntary)」であり得るが、これらのラベルのもとで多くのバリエーションがあり得るのである」)

ものを選択することが多い。この考え方はどの事実が重要なのかという問いを解決する。二つの中からひとつ選ぶという考え方ではなく、連続体で考えてみてほしい。例えば、量刑を行う者はどのような行為を考慮に入れるべきだろうか？ 有罪評決を受けた犯罪だけなのか？ その加害者がこれまでしてきたすべての悪しき行為を含むのか？ この二つの真ん中でバランスを取るべきか？

連邦ガイドラインには「関連行為」条項と呼ばれるものが含まれ、我々の今日の目的のために、裁判官が有罪評決の出た犯罪に類似するその他の行為を考慮に入れることを述べており、それらの行為でその被告人が起訴されたことがないとしても、或いはそれらの行為については陪審が無罪評決を出したのだとしても、裁判官が考慮に入れることができるのである⁽¹⁶⁾。まさに、政府側（検察）は裁判官に対し、関連する行為の証明に関しては、証拠の優越を証明すればよいだけである。この、より「真の」犯罪アプローチは、有罪判決後の実質的な事実認定を要求し、そこには盗まれたお金の額や売却されたドラッグの量についての質問が含まれる。この種の事実認定が行われる際には、比較的低いレベルであるところの「証拠の優越」しか要求されないことから、激しく法曹界や学者から攻撃を受けている⁽¹⁷⁾。

それだけに留まらず、一体誰がこの多大に「強制的」な量刑ガイドラインシステムにおいてこのような事実認定を行うべきなのか、という問いを我々は投げかけなければならない。このシステムは裁判官をして、この種の事実認定に参加させるようデザインされたのである。さらになお、驚くべき憲法的展開がつい目の先に待ち構えている。

ドラマティックな最高裁の決定

過去5年間のスパンで見ると、連邦最高裁はある特定の量刑事実を決定する過程における陪審の役割に関して、合衆国憲法修正第6条に新しい息吹を与えている。修正第6条は関連する部分において、以下のように規定している；「すべての刑事訴追の場合に、被告人は公平な陪審員による迅速な公開の裁判

(16) See, e. g., USSG § 1B1. 3.; Steven L. Chanenson, *The Next Era of Sentencing Reform*, 54 EMORY L. J. 377, 398 (2005)（ここでは「関連行為」について議論されている）。

(17) See, e. g., David Yellen, *Illusion, Illogic, and Injustice: Real-Offense Sentencing And the Federal Sentencing Guidelines*, 78 MINN. L. REV. 403 (1993).

を受ける権利を享受する…」⁽¹⁸⁾

被告人が有罪答弁を行わない場合は、陪審員は「合理的な疑いを超えて」有罪認定のために必要な事実要素を通常は認定しなければいけない。1990年代後半頃から始まったのだが、連邦最高裁はこの考え方の量刑側面を探索することについていくつかの見解を示し始めた。「Apprendi 対ニュージャージー州」の裁判では、連邦最高裁は被告人に適用され得る最も重い刑罰を加重する事実であればいかなるものでも、それが被告人の過去の有罪判決歴以外のものであれば、被告人自身によって認められるか、「合理的な疑いを超えて」陪審に対して証明されなければならない、とした⁽¹⁹⁾。Apprendi 裁判では、「ヘイト・クライム法」により、もしその犯罪が何よりも「人種（的偏見）」に基づいた威嚇を意図して犯されたものであると裁判官が決定すれば、法律上の刑の上限を「10年の刑」から「12年の刑」に加重できることになっていた。連邦最高裁は、陪審は人種的な憎悪についての事実の決定（認定）は、制定法上の刑の上限を加重させることができるために、陪審によって決定されなければならない、としたのである。Apprendi 判決の影響を受けて、下級審は、この判決をこれまでの制定法の中で定められた刑の上限に限って適用した。しかしながら、連邦最高裁がこの決定をさらに拡大する可能性は存在している。例えば、連邦最高裁は、Apprendi 判決を拡大し、裁判官による事実認定においても依拠している連邦量刑ガイドラインを無効にしようとするとき、既に制定方で定められている刑の上限という範疇に限定するだろうか？

2004年、連邦最高裁は、「Blakely v. Washington」において、「制定法における刑の上限」という用語を再定義することで、Apprendi 判決を拡大した⁽²⁰⁾。それにより、もはや制定法により確立された可能な刑の上限には留まらなくなっている。Blakely 裁判で、「Apprendi ケースの目的における『制定法における刑の上限』とは、陪審の評決において反映された事実か、被告人自身が認めた事実のみに基づいて裁判官が科すことのできる（may）最長の刑である」と述べたのである⁽²¹⁾。最高裁は更に、次のようにも述べた。「『関連する制定法上の刑の上限』とは、裁判官が更なる事実認定を行ったあとに最長の刑を科すことではなくて、更なる事実認定は行わずに科すことのできる最長

(18) 合衆国憲法修正第 6 条

(19) 530 U. S. 466, 476, 490 (2000).

(20) 542 U.S. 296, 303 (2004).

(21) *Id.* (強調は原典にあり)

の刑である：」⁽²²⁾としたのである。このように、Blakely 裁判では、被告人に対する量刑がワシントン州の法律で定められている刑の上限よりも短いものであったという事実にも拘わらず、裁判官がガイドライン上の量刑を加重させるために事実認定をおこなったために、被告人に対して出されていた量刑について破棄したのである。

大混乱に近い状態が生じた。連邦の下級裁判所では連邦量刑ガイドラインに起き得ることを巡って意見が分かれた。連邦最高裁は、United States v. Booker⁽²³⁾において、連邦量刑ガイドラインの運命を決定付けたのである。最高裁は、6つの異なった意見を出し、そこには2つの意見が含まれ、もう少しで5対4の決闘になるところだった。スティーヴンス裁判官によって書かれた多数意見は、「実体的な多数意見」としてみることが出来る。一方でブレイヤー裁判官らによる多数意見が「救済的多数意見」としてみることができると比較できる。ギンズバーグ裁判官のみが両方の多数意見に賛成したが、彼女は自分の理由付けをはっきりとさせる意見は何ら書かなかった。

実体的な多数意見は、Blakely 判決が連邦量刑ガイドラインに適用される、とするものと述べた。この決定の中心は、連邦量刑ガイドラインは、「強制的なものであり、量刑を行うすべての裁判官を拘束する条件を課すものである」⁽²⁴⁾。もしガイドラインが単に助言的なものに過ぎないのであれば、として、実体的多数意見を書いた裁判官たちは次のように続けた。量刑を行う裁判官たちはガイドラインを超えて量刑を行う前にいかなる事実認定も行う必要はない。しかしなお、最高裁の見解ではガイドラインは強制的なものであり、量刑を行う裁判官は事実を認定することを要求されたのであった。Booker 事件それ自身においては、陪審は被告人が50グラム以上の違法ドラッグのクラックを譲渡目的で所持していたということのみについて有罪評決を行った。しかしながら裁判官は、被告人が実際はさらに556グラムのクラックを所持していたという、陪審が裁判では一度も耳にしなかった事実についても、「証拠の優越」において認定をしたのである⁽²⁵⁾。

連邦最高裁はその結果、当時存在していた（then-existing）「強制的」連邦量刑ガイドラインは合衆国憲法に違反していると決定付けた。どのような考え

(22) *Id.*, at 303-04（強調は原典にあり）。

(23) 543 U. S. 220 (2005)。

(24) 543 U. S. at 233.

(25) *Id.*, at 235.

方に従うべきか、についてアウトラインをつくる仕事は、救済の多数意見に行き着いた。ブレイヤー裁判官は救済の多数意見を執筆し、「1984年量刑改革法」⁽²⁶⁾という法律の根底にある強制的な部分を取り除くことが適切な救済策だと述べたのである。このように、救済的な多数意見では、連邦ガイドラインが「実際上は (effectively) 勧告的 (助言的) なものである、と宣言したのである⁽²⁷⁾。言い換えれば、Booker 判決における救済の多数意見は、連邦量刑ガイドラインと裁判における事実認定を維持したが、しかし (事実認定がされるための) これらのガイドラインを「実際上勧告的な」ものにし、それにより、制度を憲法にそって行わせるようにしたのである。そうする過程で、救済的な多数意見では、すべての事実認定を救済的な反対意見とすることが望ましい、と陪審に対して要求する代わりに、SRA の強制的な部分に奉仕し、それを取り除くことを選択したのである⁽²⁸⁾。

言い換えれば、裁判官がアメリカの連邦量刑実務においては中心的地位に続けることになった。最高裁は、ガイドラインをより厳格に適用させることから裁判官を自由にはしたが、彼らをまた西部開拓時代に戻したわけではなかった。裁判官はなお、ガイドラインを「考慮」せねばならず、量刑改革法の目的条項の指揮に従わなければならない。すなわち、彼らがガイドラインから逸脱した量刑を行うのであれば、書面でその理由を提出せねばならず；上級審の審理に服し、そこでは「不合理性」⁽²⁹⁾という基準に基づいて審査を受けることになるのである。

Blakely 判決と Booker 判決により、連邦と州の裁判所における量刑手続に多くの混乱を生じさせた。一部の州は Blakely 判決にそうように州の量刑法を修正することを必要とした一方で、連邦最高裁の Booker 判決により、連邦司法制度において役に立つ (working)、そして合憲な量刑機構を残したのである。今日に至るまで、合衆国議会は、Booker 判決により修正された裁判システムをその権限を使って変えようとすることは行っていない。しかしながら、より量刑のために必要な事実認定を陪審が行うことを可能とする修正第 6 条を尊重している限りは、裁判システムを変えることもできるのだ。

Booker 判決以来、連邦最高裁はその後のいくつかの裁判において、その基

(26) 543 U. S. at 245-46, 259.

(27) *Id.*, at 245.

(28) 543 U. S. at 272-74.

(29) *See, e. g., Id.* at 259-65 (引用は省略)

本的な結論を強化させている⁽³⁰⁾。裁判における事実認定の役割が継続的であるがゆえに、連邦量刑ガイドラインは機械的に「強制的」だとされることはない、ということはかなり明白である。

では、一体どういうことなのか？

合衆国連邦最高裁は、連邦裁判所の裁判官たちを、かつてはもっと「強制的」であった合衆国量刑ガイドラインによる比較的厳格な統制から自由にさせてきている。これまで説明してきた判例の流れにより、不公正なまでに厳格で過剰に厳しいガイドラインへの隷属から量刑裁判官は解放されたのだ、と考える人々もいる。

我々は今日の量刑における統計がどのようなものであることを期待するだろうか？ ガイドラインなど存在したことがない、とでもいうかのように裁判官が振る舞うことを期待する人々がいることは疑いが無い。しかしそのようなことが可能になったことはない。

現在は助言的な性格のガイドラインの勧告を上回る、あるいは下回る量刑がなされることが多くなったという変化があることは確かである。しかしながら、なお裁判の60%が、合衆国量刑委員会による勧告の範囲内の量刑を行っている⁽³¹⁾。より寛大な量刑がなされることを訴追側が推奨するような、全体の25%を超えるケースをこれに足すと、全体の85%で委員会が、あるいは検察が望む量刑を裁判官は基本的には行っていることになる⁽³²⁾。連邦最高裁の *Blakely* 判決の少し前の時期、つまりとくに厳格で「強制的」なガイドラインの時代においては、この数は94.1%であった⁽³³⁾。

このことを、裁判官による知恵の証拠であると見る者もあれば、裁判官が腰抜けになったとか、裁判官の寛大さが手に負えない状態になった、と評価する者もいる。もちろん、新しい世代の裁判官が判事席に座ったときなどは、従来

(30) See, e. g., *Gall v. United States*, 128 S. Ct. 586 (2007); *Kimbrough v. United States*, 128 S.Ct. 558 (2007); *Rita v. United States*, 551 U. S. 338 (2007).

(31) UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, FINAL QUARTERLY DATA REPORT FISCAL YEAR 2008 Tbl. 1 (Released March 24, 2009).

(32) *Id.*

(33) UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, 2004 SOURCEBOOK OF FEDERAL SENTENCING STATISTICS Appx. B, available at http://www.ussc.gov/ANNRPT/2004/nat_pre04.pdf.

の裁判官たちが自分たちの裁量を拡大することに満足を感じるであろう場合などは、これらの数は変化するかもしれない。しかしなお、Blakely 裁判や続いて Booker 裁判が持ち込んだ司法的「地震」⁽³⁴⁾は実務においてはこれまでのところ、ドラマティックな変化をもたらすまでには至っていない。

不確かな未来に対する思考

Blakely 裁判からもう 5 年、そして Booker 裁判から 4 年である。我々は新しい「標準」に近づけたのだろうか？ いわゆる「ガイドライン遵守件数」はほとんど同じ数のままなのだろうか？ もしそうだとしたら、それは何を意味するのか？ あるいは意味すべきなのか？

議会は連邦量刑制度を変える権限を有している。今日に至るまで、改正していないし、そうしようとする意思を示しているとも言えない。繰り返すが、このことは議会の知恵か、あるいは何かそれほど高尚ではないものを反映しているのだろうか？ もし改正しようとしたのであれば、議会は制度の中心に裁判官を置き続けるべきだろうか、あるいは陪審による（少なくとも）事実認定の役割を拡大するべきであろうか？

このような議論は十分過ぎるほどされてきたし、最近では量刑手続について十分過ぎるほどの研究がなされている。これにはちゃんとした理由がある。量刑手続は、我々がどのような量刑上の目的を設定したとしてもそれを達成するために必須（根本的）なものである。さらに、連邦最高裁が近年、（裁判官か陪審か）どちらが量刑上のどの事実を認定するのか、について非常に多くの意見を表明してきたというのに、それを模索しないのはおかしいであろう。しかし、大切なのは量刑手続だけであろうか？ もし我々が量刑の機構にのみ焦点を当ててしまうと、たとえその機構がどんなに重要なものであっても、我々が見落としてしまう、より大きな問題があるのではないだろうか？

そこには他にも、量刑についてのあまり尋ねられることのない質問が存在する。それらの質問というのは量刑の重罰さであったり、刑法の適切な適用についてのものであったりする。

思い出してほしいのは、アメリカは拘禁率において世界の中でも群を抜いている、ということだ。それは正しい政策なのだろうか？ 一般的に言えば正し

(34) オコナー裁判官が Blakely 判決を「10番目の地震 (a No. 10 earthquake)」と言及したのは有名である。Ann Gearan, *Justices To Again Tackle Sentencing*, DESERET MORNING NEWS, Aug. 3, 2004, at A2.

いのか？あるいは特定の部分では正しいのか？

おそらく、アメリカはこれらの勢いのいい—そして悩ましい—質問についてもっと議論を始めることになろう。世界的な経済危機により、アメリカのそれぞれの州に課される財政上の圧力は甚大なものになってきている。連邦量刑手続にこのようなかたちで焦点を当てるのは望ましいことではないし、またあまりにも何度も注目されすぎてしまっているという事実にも拘わらず—そして私も今日ここで講演することによりその罪の一端を担うのだが—アメリカにおける受刑者のほとんどは州政府により拘禁されている。アメリカ連邦政府とは違い州政府は、一般的には毎年予算をバランスのとれたかたちで執行せねばならず、矯正にかかる費用はこの予算の中でも大きな部分を占める。現在の経済危機により、州政府の中にはその量刑における選択—誰をどのぐらい刑務所にいれるのかということを含む—を熟考させられることをたきつけられているところもある。

ヴァージニア州選出の下院議員の一人ジム・ウェッブ（Jim Webb）氏もまた、アメリカにおける量刑と矯正についての広範な問題に光を当てることに努力してきた一人である。私にとってみれば、日本で量刑や矯正について講演する中でウェッブ上院議員について言及するのは非常に奇遇に感じられる。ウェッブ議員は最近以下のように書いている。

25年前になるが、私は『パレード』（雑誌）の仕事で日本の刑務所システムについて記事を書くべく、かの国を訪れた。1984年には、日本の人口は我々の人口の半分ほどだったが、受刑者人口は40,000人で、アメリカのそれは580,000人であった。その不均衡さに当時大きなショックを受けたが、現在では我々の国の間の格差はもっと驚愕すべきもので—それは非常に憂慮すべきものですれある—になっている。今日では日本における受刑者数は71,000人で、当時の2倍にすらなっていないが、我々の国では当時の4倍の230万人に達してしまった。

世界中の他のどの国と比べても、これほどまで受刑者数が多いことの理由は二つしか挙げられないであろう。我々（アメリカ人）は世界の中でも最も凶悪な人々が集まって暮らしている所にいるのか、我々のやり方は他と非常に違う—とんでもないほど非生産的なやり方—のではないのか、ということだ。二つ目の答えが正しいことは明らかである⁽³⁵⁾。

ウェッブ上院議員は「誰が、どれだけの期間刑事施設に収容されるべきかについて、また長期間刑事施設に犯罪者を収容することの結果は長い目で見ればどうなるのかについて、全米規模で大々的に計算のし直し」をするべきである、と要求している⁽³⁵⁾。彼は「2009年全米刑事司法委員会法 (the National Criminal Justice Commission Act of 2009)」を制定させた。この法律により、「社会の安全や、コスト対効果、また社会的な公正さという目標も維持しつつ、拘禁率全体を減少させることを可能とする、一つのゴールに向かって刑事司法制度全体を『頭から尻尾まで再検討する』ことを専門家集団が行うことが可能になった」⁽³⁷⁾。

ウェッブ下院議員の提言が現実のものとなるか否かは現時点では分らないが、もしそうなっても、広範な変革をもたらすか、図書館の書棚で埃をかぶる特別報告書が一冊増えるだけのことも、現時点では分らない。

しかしこのような提言や、少なくとも同様に勇敢な試みがなければ、アメリカの連邦量刑事情は、連邦最高裁ではその量刑手続において目を見張るような転換が起きているのにも拘わらず、革命ではなく進化のみを経験し続けるであろう。

進化の方が革命より好まれるのかについての議論は、未だ答えが出されないままである。

ご静聴に感謝申し上げます。

訳者あとがき

本稿は、2009年4月11日、早稲田大学に於て2009年度第2回公開講演会（世話人・高橋則夫早稲田大学大学院法務研究科教授）として行なわれた、スティーブン・L・チャネンソン教授による講演「革命か進化か—米国連邦裁判所の量刑における最近の展開」の原稿に基づくものである。

米国における量刑研究で著名なチャネンソン教授は、ヴィラノヴァ大学ロースクールにある、ヴィラノヴァ量刑研究ペンシルヴァニア研究所の所長も務める。同教授はまた、量刑研究委員会の委員長を務め、模範刑法典における量刑

(35) Jim Webb, *Why We Must Fix Our Prisons*, Parade (March 29, 2009), available at <http://www.parade.com/news/2009/03/why-we-must-fix-our-prisons.html>.

(36) *Id.*

(37) <http://webb.senate.gov/email/incardocs/FactSheet.pdf>.

に係る条項をアメリカ法律協会が改正する際に、全米量刑委員会協会からリエゾンとして派遣された。

チャネンソン教授のご業績はこのような学術、実務分野のみに留まらず、社会貢献にも及んでおり、犯罪前歴者や元受刑者、障がい者などの就労支援や社会でのサポートを支援する、非営利団体 JEVS Human Service (<http://www.jevshumanservices.org/index.html>) の理事メンバーを務めた経験もある。

チャネンソン教授の量刑に対するご研究は、裁判員制度が開始されたわが国では一層の重要性を持つと思われる。わが国には米国のような、いわゆる「量刑ガイドライン」は存在しないものの、とくに裁判員裁判の評議における「量刑検索システム」の取り扱い方や、判決の「量刑の理由」において、従前とは質的にも量的にも違うかたちで、被告人の処遇に対する期待や要望が表明されていることに注目すべきである。裁判員の投入というインパクトがわが国の刑事手続に加えられた今、わが国の量刑実務が今後経験するのは進化か革命か、チャネンソン教授に改めてご教示頂きたいと考えている。